

金融円滑化に向けた取組みについて

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

また、金融円滑化にかかる基本の方針を制定し、下記のとおり、お客さまからのご相談等に対して、より一層丁寧な対応を心掛けております。

記

1 金融円滑化にかかる基本の方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の整備

当会は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を制定しております。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、コンプライアンス委員会・金融円滑化協議会・金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理責任部署・金融円滑化管理担当者を設置しております。
- (3) 金融円滑化に関する教育・研修等の実施により、役職員の資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の「ご相談窓口」にて、お客さまからの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

【 ご 相 談 窓 口 】

相談窓口	電話番号	所在地
(一般貸付) 業務部	048-829-3590	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
(農業関連貸付) 農業部	048-829-3541	さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号

(ご相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化管理責任部署及び金融円滑化協議会を中心に、経営改善または再生のための支援について真摯に取り組んでおります。

以上

【金融円滑化にかかる基本的方針】

埼玉県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
 - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
 - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
 - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。